

関東信越税理士会 熊谷支部 2 月例会次第

日時 令和 4 年 2 月 8 日 (火)

午前 10 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|------------------|-----------------------|---|------------------|
| (1) 1 月 13 日 (木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 1 月 13 日 (木) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 1 月 15・16 日 | 吉澤春男会員ご尊父様通夜・告別式 | 於 | JA 虹のホールあおぞら |
| (4) 1 月 21 日 (金) | 所沢支部 創立五十周年記念式典・記念講演会 | 於 | ホテル・ヘリテイジ飯能 sta. |
| (5) 2 月 4 日 (金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (6) 2 月 4 日 (金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 2 月 8 日 (木) 午前 10 時 30 分～11 時 30 分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 2 月 8 日 (木) 午後 1 時 00 分～5 時 00 分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「綱紀監察事例研修」
「令和 3 年分確定申告研修」
講師 熊谷税務署 各担当官

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市行政不服審査会委員	渡辺 実会員
熊谷市役所税務相談員	戸井田利夫会員・小島 広会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《転入》

荒井揚子(令和 4 年 1 月 18 日 朝霞支部より) 租税教育推進部・女性部
〒369-1102 深谷市瀬山 4-1-4 荒井揚子税理士事務所
TEL 580-7843 FAX 580-7873

熊谷支部 会員数 168 名

6. 次回例会予定

日時 3 月 24 日 (木) 午後 4 時 00 分～ 署との協議会・例会

場所 ホテルガーデンパレス

7. 次回研修予定

日時 3月24日(木)午後2時00分～3時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 DVD 研修「令和3年度 全国統一研修会貸倒損失、資産の評価損、繰越欠損金等の実務」より抜粋
単位 2単位

バス 午後1時40分 熊谷駅南口

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zeい パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和4年2月現在)

4月例会	4月 6日(水)	午前 9時30分～
5月例会	5月11日(水)	午前 9時30分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和4年2月8日
10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- インボイス制度に係る周知等の協力依頼について（個人・法人課税部門）
 - 別添1 「適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意ください
い事項」参照
 - 別添2 「インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ」参照

インボイス制度の導入が令和5年10月に予定されており、すでに適格請求書発
行事業者の登録申請の受付が開始されております。

税理士会会員の皆様には、所得税等の確定申告の時期に合わせ、関与先事業者に

令和3年11月5日
国 税 庁**適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たりご注意いただきたい事項**

適格請求書発行事業者の登録申請書の提出に当たり、記載漏れ、記載誤り、二重送信が見受けられます。これらの記載誤り等がある場合は、審査に通常よりも多くの時間を要することとなりますので、提出前に誤り等がないかどうか確認のうえ、ご提出ください。

～申請書の記載に当たり、特にご注意いただきたい事項～**【住所又は居所（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地】欄**

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の所在地を正しく記載してください。建物名、部屋番号も正確に記載願います。

【氏名又は名称】欄

〔法人事業者の方へ〕

- ・登記上の法人名を正しく記載してください。大文字・小文字、アルファベット表記・カナ表記も正確に記載願います。

〔個人事業者の方へ〕

- ・屋号を公表したい事業者の方は、別途「公表申出書」の提出が必要です。「氏名又は名称」欄へ屋号は記載しないようご注意願います。
- ・氏名は、住民票等に記載された漢字（字体）を正しく記載してください。
なお、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載された文字と公表される文字とが異なる場合があります。

【代表者氏名】欄

〔個人事業者の方へ〕

- ・「代表者氏名」欄への記載は、法人事業者の方のみ必要です。個人事業者の方は、記入しないようご注意願います。

【事業者区分】欄

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・「課税事業者」/「免税事業者」のいずれかにチェックが入っているかご確認ください。

【次葉】

〔法人事業者及び個人事業者の方へ〕

- ・次葉の「登録要件の確認」欄は全ての事業者の方に記載していただく必要があります。
記載漏れがないかどうかご確認ください。

～e-Tax の送信に当たり、特にご注意いただきたい事項～

一度送信した後、後日同じ内容で再送信されるケースが見受けられます。「受信通知」を確認いただき、二重送信とならないようご注意願います。

なお、二重送信となっている場合、原則として最後に送信された登録申請書を有効なものとして取り扱わせていただきます。

熊 法 1 - 5 0

令和 4 年 2 月 4 日

関東信越税理士会

熊谷支部長 中野 敦夫 殿

熊谷税務署長

春日 裕司

インボイス制度に係る事業者の登録申請に関するお知らせ

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インボイス制度については、適格請求書発行事業者の登録申請の受付を開始しており、既に多くの事業者の方が登録申請をされています。

インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている事業者の方については、早期の登録申請をお勧めしています。

つきましては、インボイス制度への対応が必要となる関与先事業者の準備が円滑に進むよう、下記により各税理士の皆様に周知いただきますよう御協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 早期登録申請のご案内

個人事業者の確定申告に合わせて更に多くの登録申請が見込まれるほか、令和 5 年 3 月に近づくにつれて、登録申請が増加することが予想されます。これにより、登録申請書を提出される時期によっては、今まで以上に申請から登録通知までの時間を要することが想定されます。

取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など制度開始に向けた準備作業をスムーズに進めていただくためにも、登録を予定されている関与先の課税事業者の方については、早期の登録申請をお勧めしております。

今般、関与先事業者の方々に登録申請をご検討いただきやすいよう、リーフレットをご用意しましたので、是非ご活用ください（別紙 1「知っていますか？インボイス制度」）。

2 補助金等について

中小企業庁 HP にインボイス制度への対応を支援するための補助金について資料（別紙 2「生産性向上に取り組む皆様へ」）が公表されております。

また、公正取引委員会等の HP において、インボイス制度に関して免税事業者及

びその取引先の対応に関する考え方を明らかにした Q&A が公表されております
(別紙 3「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」)。
インボイスの登録申請をご検討いただく際には、これらの情報も参考としてい
ただきますようよろしくお願いいたします。

○御参考

・ 中小企業庁 HP 令和 3 年度補正予算「生産性向上に取り組む皆様へ」



・ 公正取引委員会 HP 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度へ
の対応に関する Q&A」



消費税

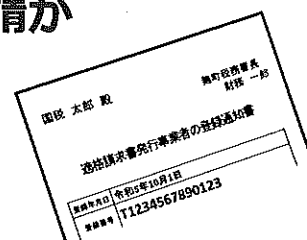
知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

\登録を予定されている方／

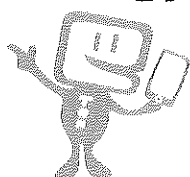
もう
始まっています！多くの事業者の方が登録申請をされて
ます！早めの登録を受けることで、取引先
へのお知らせがスムーズに！

- 令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

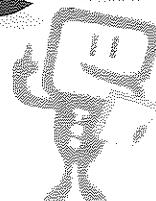
インボイス制度説明会 申込受付中！

インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？

その疑問に
お答えします！

☆ オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



☆ 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
に関する情報



☆ 説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧
いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続
に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特
設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
コールセンター 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

生産性向上に 取り組む皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 最大2,000万円の設備投資補助

持続化補助金

- ✓ 最大200万円の販路開拓等補助

IT導入補助金

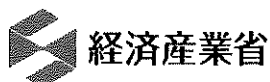
- ✓ 最大350万円のITツール導入補助
(別途PC等の購入も支援)

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・引継ぎに係る取組を
最大600万円補助

の御案内です

詳しくは裏面



ものづくり・商業・サービス補助金

- * 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む中小企業向けに特別枠を創設し、優先採択や補助率引上げを行います（最大1,250万円、補助率2/3）。
- * グリーン・デジタル分野への取組に対する特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます（（グリーン枠）最大2,000万円・（デジタル枠）最大1,250万円、補助率2/3）。

* 補助対象：革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等

* 補助上限額と補助率：

右表参照

* 開始時期：10次公募（2月中旬に公募開始予定）からの実施を予定

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円	1/2（※2）
回復型賃上げ・雇用拡大枠（※3）		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円	

（※1）従業員規模により異なる（※2）小規模事業者・再生事業者は2/3（※3）給与支給総額を年率平均1.5%以上増加かつ事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる赤字事業者が対象

持続化補助金

* 赤字など業況が厳しい中でも、賃上げ等に取り組む事業者や、事業規模の拡大に取り組む事業者向けに特別枠を創設し、補助率や上限額を引き上げます。
（（成長・分配強化枠）最大200万円、補助率原則2/3（赤字事業者の場合には3/4））

* 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠、
免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠を創設し、上限額を引き上げます。
（（新陳代謝枠）最大200万円・（インボイス枠）最大100万円、補助率2/3）

* 補助対象：小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等

* 補助上限額と補助率：

右表参照

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3 （成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠 （賃上げ（事業場内最低賃金を地域別最低賃金より30円以上引き上げる事業者が対象）や事業規模の拡大）	200万円	
新陳代謝枠 （創業や後継ぎ候補者の新たな取組）	200万円	
インボイス枠 （インボイス発行事業者への転換）	100万円	

* 開始時期調整中

IT導入補助金

事業承継・引継ぎ補助金

* インボイス制度への対応も見据えたITツールの導入補助に加え、PC等のハード購入補助等を行います。

* 補助対象：ITツール※、PC、タブレット、レジ等

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

* 補助上限額と補助率：

ITツール ～50万円（補助率3/4）

50～350万円（補助率2/3）

PC、タブレット等 10万円（補助率1/2）

レジ等 20万円（補助率1/2）

* 開始時期調整中

* 事業承継・引継ぎに係る取組を、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

* 補助対象：

・事業承継・引継ぎ後の新たな取組に関する設備投資等

・事業引継ぎ時の専門家活用費用等

・事業承継・引継ぎに関する廃業費用等

* 補助上限額と補助率：

（補助上限額）150万円～600万円

（補助率）1/2～2/3

* 開始時期調整中

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（03-3501-1816）
- ・持続化補助金：中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課（03-3501-2036）
- ・IT導入補助金：中小企業庁 経営支援部 経営支援課（03-3501-1763）
- ・事業承継・引継ぎ補助金：中小企業庁 事業環境部 財務課（03-3501-5803）

免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q & A

一部抜粋

令和 4 年 1 月 19 日
 財 務 省
 公 正 取 引 委 員 会
 経 済 産 業 省
 中 小 企 業 庁
 国 土 交 通 省

はじめに

この Q & A は、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関し、事業者の方々から寄せられている質問、特に免税事業者^(注)やその取引先の対応に関する考え方を明らかにしたものであり、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的としたものです。

(注) 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者で、消費税の納税義務が免除される制度（事業者免税点制度）の適用を受ける事業者をいいます。基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下でも、所轄税務署長への事前届出により課税事業者となることができます。

(参考) 国税庁 HP に、インボイス制度の特設サイトが設けられていますので、ご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)

また、インボイス制度について、さらに詳しくお知りになりたい方は、以下もご覧ください。

・適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために― (令和 3 年 7 月 国税庁)

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>)

・消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A (令和 3 年 7 月改訂 国税庁)

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf>)

※ Q & A の詳細については、各省庁の HP に掲載してありますので、ご参考にしてください

Q 1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか。

A インボイス制度の実施後も、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納税するという消費税の原則は変わりません。

また、インボイス制度の実施後も、簡易課税制度^{（注1）}を選択している場合は、現在と同様、売上げに係る消費税額に一定割合（みなし仕入率）を乗じて仕入税額控除を行うことができます。一方、簡易課税制度を選択していない場合、仕入税額控除を行うためには、適格請求書^{（注2）}（インボイス）の保存が必要となります。

インボイスは、課税事業者が適格請求書発行事業者^{（注3）}の登録を受けることで、発行できるようになります。課税事業者間の取引では、売手は現在使用している請求書等の様式に登録番号等を追加することなどが必要になり、買手（簡易課税制度を選択していない場合）は受け取ったインボイス及び帳簿を保存することで仕入税額控除を行うことができます。

また、インボイスには消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

なお、インボイス制度実施に伴う事業者の対応として、インボイス制度の実施までに、適格請求書発行事業者となる売手では、端数処理のルールの見直しを含めた請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があります。また、交付したインボイスの写しの保存等や、仕入税額控除を行おうとする買手では、新たな仕入先が適格請求書発行事業者かどうかの確認や、受け取ったインボイスが記載事項を満たしているかどうかの確認が必要となる場合があります。このような事業者の対応に向けては、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣や IT の導入支援などを行います。なお、簡易課税制度を適用している事業者は買手としての追加的な事務負担は生じません。

（注1）基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者について、売上げに係る消費税額に、業種ごとに定められた一定割合（みなし仕入率）を乗じることにより、仕入税額を計算する仕組みです。適用を受けるためには所轄税務署長への事前届出が必要となります。

（注2）現行制度において保存が必要となる区分記載請求書の記載事項に加えて「登録番号」、「消費税率」及び「消費税額等」の記載が必要となります。

（注3）インボイス制度が実施される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。

報 道 発 表 資 料

【所得税等の確定申告について】

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができますようにしました。

（注1）具体的には、期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法です（申請書の提出は不要）。記載例は[こちら](#)をご覧ください。

（注2）申告所得税以外の税目も同様の取り扱いとなります。
詳細は、[FAQ](#)をご参照ください。

なお、確定申告書の提出は、外出せず利用できるe-Tax（国税電子申告・納税システム）が便利です。また、マイナンバーカードや税務署の発行するID・パスワードをお持ちでないなどe-Taxがご利用できない方は、作成した申告書を郵送にて提出することもできます。

※ 申告書の作成は、[「確定申告書等作成コーナー」](#)をご利用ください。

※ 会場での相談を希望される方は、[こちら](#)をご覧ください。

国税庁長官
大 鹿 行 宏

令和4年2月8日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中 野 敦 夫
副支部長 中 村 武 司
地域長 福 島 泰 彦
研修部長 森 戸 裕

税理士会36時間規定研修 令和3年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 厳寒の日が続いている今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時	令和4年3月24日（木）午後2時00分～3時45分
受付	午後1時30分より
場所	ホテルガーデンパレス
内容	DVD 研修 「令和3年度 全国統一研修会 貸倒損失、資産の評価損、繰越決算金等の実務」（より抜粋）
バス	午後1時40分 熊谷駅南口
単位	2単位

3月4日（金）までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和4年3月24日の研修会に出席します。

会員名 _____

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会
会長 江本英仁
(公印省略)

令和4年度上期会費収納に関するご案内

会員各位におかれましては、本会会務の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年4月より本会が預金口座振替を利用し、会費（本会・県連・支部分）の収納事務を行っております。つきましては、先般ご提出の「金融機関提出用口座振替依頼書」にご記入いただいた預金口座から、下記のとおり引き落としいたしますので、金額等のご確認をお願いいたします。

記

【会費の預金口座振替に関して】

1. 収納内容

会費（本会・県連・支部分）

※政治連盟との事務委託契約に基づき、県税理士政治連盟の会費（4月及び10月に各々5,000円）を同時に収納する場合があります。〔税理士法人会員は除きます〕

2. 預金口座振替日

毎事業年度の4月及び10月の各26日（金融機関休業日に当たる場合は翌営業日）

※対象期間4月（上期4月～9月分）、10月（下期10月～3月分）

※上記の日に振替不能の方については、各振替日の翌月26日に再振替

※通帳等に記載される引落名称は、「DF.カンジエツカイ」です。

ご指定いただいている口座情報に変更がある場合は、事務局会費担当までご連絡ください。
なお、手続きの都合上、4月26日の口座振替分については変更できませんのでご容赦ください。
令和4年7月29日（金）までにお手続きいただいた場合、令和4年度下期分（10/26）より新口座から引き落としとなります。

3. 収納金額

支部名	引落日	本会会費	県連会費	支部会費	合 計
熊谷	4/26	37,800円	14,000円	30,000円	81,800円

払込票(コンビニ・郵便併用)を利用し、会費の納入をされている皆様へ

預金口座振替を希望されなかった方には、毎事業年度の4月及び10月の中旬頃に払込票（コンビニ・郵便局併用）を送付いたしますので、できるだけ早期に納付くださいますようお願い申し上げます。（納付期限：上期4月末、下期10月末が原則）

ゆうちょ銀行が令和4年1月17日から「現金支払いの加算料金」を導入しました。（ゆうちょ銀行・郵便局）窓口やATMにおける払込票での払込みにつきまして、現金でお支払いの場合は「払込料金加入者負担」（料金受取人負担）の場合であっても、1件につき110円の加算料金が発生しますので、ご負担いただきますようお願い申し上げます。なお、ゆうちょ銀行の通帳・キャッシュカードを利用したお支払いは加算料金はかかりません。詳しくは、下記《ゆうちょ銀行ホームページURL》をご参照ください。

https://www.jp-bank.japanpost.jp/news/2021/news_id001686.html

預金口座振替による会費収納へのご変更を、重ねてお願いいたします。

埼税協熊谷地域 2 月例会

令和 4 年 2 月 8 日 (火)

<会務報告>

令和 4 年 1 月 19 日 (水) 地域長会
15:00～ パレスホテル大宮

令和 4 年 2 月 3 日 (木) 全税共 VIP 表彰式
ホテルニューオータニ 中止

<会務予定>

<提携企業インフォメーション>